

7 川 監 公 第 8 号

令 和 7 年 8 月 1 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年12月9日付け6川監公第15号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	雨 笠 裕 治
同	浜 田 昌 利

7川総コ第44号

令和7年6月30日

川崎市監査委員 大村研一様

同 川上善行様

同 雨笠裕治様

同 浜田昌利様

川崎市長 福田紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和6年12月9日付け6川監報第8号で報告の提出がありました令和6年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 1 令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

### (1) 財政援助団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

#### ア 実施報告書等を適正に作成すべきもの

地域福祉推進事業補助金の精算書及び実施報告書について、補助金の確定額に影響はなかったものの、人件費及び研修費の支出合計額に誤りがあった事例

#### [措置内容]

指摘事項については、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対し、補助金収支を適正に把握できるよう、収支区分を明確にした精算書を改めて作成、提出するよう指導し、提出された精算書類により、人件費等の適正な金額について確認しました。

また、再発防止のため、関係者と打合せを行い、今後のチェック体制についても確認を行うとともに、必要な様式の整備を行いました。

今後は、適正な収支報告の確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

### (2) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

#### ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳兼減価償却計算表に登載されたままとなっていた事例

#### [措置内容]

指摘事項については、川崎臨港倉庫埠頭株式会社に対し、固定資産の状況を正確に把握できるよう、規程に基づいた分類を確実に実施するよ

う指導するとともに、固定資産台帳兼減価償却計算表（以下「固定資産台帳等」という。）を改めて作成、提出するよう通知し、提出された固定資産台帳等により、固定資産の管理が適正に行われていることを確認しました。

また、再発防止のため、毎年度に一度、固定資産台帳等に登載されている全ての固定資産を現物と照合するとともに、新旧の固定資産台帳等及び固定資産除却リストを提出することで、固定資産台帳と現物の管理状況に相違が無いことを確認する旨の報告を受けました。

今後は、適正な固定資産の管理に努めます。

（川崎臨港倉庫埠頭株式会社）

（港湾局港湾経営部経営企画課）

#### イ 受託事業に係る正確な収支状況を報告すべきもの

受託事業に係る銀行振込手数料が収支報告書に正しく計上されていなかったことにより、受託料の精算額に誤りが生じ、これに伴い、補助金の精算額にも誤りが生じた事例

#### [措置内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市国際交流協会に対し、要綱に基づき、正確な収支状況を報告するよう指導しました。

なお、受託料については、令和6年度予算の雑費を充当することで対応を行いました。

今後は、受託事業に係る収支の適正な管理に努めます。

（公益財団法人川崎市国際交流協会）

（市民文化局市民生活部多文化共生推進課）

### （3）指定管理者及び所管部局において改善を要する事項

ア 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定又は補填金の算定の基礎とな

る報告を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者制度導入施設等における令和5年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について（令和5年11月24日付け5川総行革第152号）によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減算して算出するものとされている。

補填金の算定及び報告についてみたところ、次の事例があった。

(ア) 川崎市国際交流センターの事例

補填の対象外である出資団体事業に係る費用の計上や小数点以下の端数調整の誤り等により、増額要素の算定に誤りが生じたため、補填金が適正に算定されていなかった。

市は、補填金の算定を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、補填金の過払金を返還するよう、公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体宛てに通知し、返還されたことを確認しました。

今後は、適正な補填金の算定に努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

(イ) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

指定管理者が、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による差額精

算分として電力供給会社から返金された電気料があったことについて、市への報告を失念していたため、当該精算分が電気料から控除されていなかった。

市は、指定管理者に対し、正確な報告を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、一般社団法人富士見パノラマリゾートに対して、過払金の返還に係る通知を発出し、返還されたことを確認しました。

今後は、正確な報告を行うよう指導します。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

イ 職員配置を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理仕様書によると、夜間の利用がない場合を除き、救急、火災、防犯、災害時の通報と応急処置、避難誘導等の緊急対応の訓練を受けている宿直者を2名以上配置することとされている。

宿直者の配置状況を確認したところ、宿泊者がいるにもかかわらず、宿直者の配置が1名の日があった。

緊急対応のために必要な人員配置であり、宿泊者の安全確保を徹底することが求められる。市は、指定管理者に対し、仕様書に基づき、宿直者の配置を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、一般社団法人富士見パノラマリゾートに対し、仕様書に基づき、宿直者の配置を適正に行うよう指導しました。また、「宿直者確認票」様式を作成し、夜間に利用者がいる場合における宿

直者の配置について月報とともに提出するよう周知しました。

今後は、宿直者の配置の適正な管理に努めます。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターの事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品を備品整理簿から削除しました。

今後は、備品廃棄や購入等の報告を受けた際は、適宜登録等を行うなど、要綱に基づき、適正な備品管理に努めます。

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

b 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

(b) 指定管理料で購入した備品の金額が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に誤って登載されていた。

[措置内容]

指摘事項については、ヨネッティードバンスパートナーズに対し、基本協定書に基づいて適正に備品管理を行うことを指導しました。

また、指定管理料で購入した備品の金額が備品整理簿及び指定管理者の台帳に誤って登載されていた備品については、登載仕直し、廃棄済みの備品については不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(ヨネッティードバンスパートナーズ)

(環境局生活環境部減量推進課)

c 総合研修センターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に対し、指定管理業務に係る会計において備品を購入した場合は、所管課宛てに連絡し、適正な備品管理を行うよう指導し、当該備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたことを確認しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 川崎市青少年の家の事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載されたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の不用の決定及び処分の決定を行いました。また、新たに「備品廃棄依頼票」様式を作成し、廃棄前に当該依頼票を記入して市に提出することを指定管理者に周知しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(かわさき未来応援パートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

e 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

廃棄済みの備品が市の備品整理簿及び指定管理者の台帳に登載さ

れたままとなっていた。

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の不用の決定及び処分の決定を行いました。

また、新たに「備品廃棄依頼票」様式を作成し、廃棄前に当該依頼票を記入して市に提出することを指定管理者に周知しました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(一般社団法人富士見パノラマリゾート)

(こども未来局青少年支援室)

f 川崎港コンテナターミナル関連施設の事例

(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登載されたままとなっていた。

(b) 指定管理者の費用で調達した物品が管理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項について、廃棄済みの備品を市の備品整理簿から削除し、協定書別表に登載されていた当該備品の記載についても削除しました。

また、指定管理業務に係る指定管理者の費用で調達した物品を適正に把握できるよう、協定書及び仕様書の規定に基づく購入物品管理簿を作成、提出するよう指導するとともに、調達した物品が購入物品管理簿へ適正に登載されたことを確認しました。

さらに、再発防止のため、年度当初に市の備品と指定管理者が購入した備品の確認、それらに係る協定書や仕様書の内容確認を行うこととしました。

今後は、適正な物品管理に努めます。

(横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港営課)

(イ) 事業報告を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターの事例

委託契約ごとの委託先、履行内容、予算額、決算額等について、  
書面による報告がされていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社  
東急コミュニティー共同事業体から、委託契約ごとの各契約の委託先、  
履行内容、決算額等が報告されたことを確認しました。

今後は、指定管理者に対し、仕様書に基づき、適正に事業報告を行  
うよう指導します。

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同  
事業体)

(市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

b 川崎市青少年の家の事例

四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して四半期ごとの収支報告書  
の提出を指導し、提出された書類について確認を行いました。

今後は、適正に事業報告を行うよう指導します。

(かわさき未来応援パートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

c 多摩川緑地バーベキュー広場の事例

(a) 収支決算書について、構成員が支出した人件費及び地域還元費

等以外の費用が全てレンタル運営費として計上されており、正確な収支状況が報告されていなかった。

(b) 事業報告書に記載すべき個人情報の保護に関する事項及び受注者による自己評価に関する事項の記載がなかった。

(c) 四半期ごとの事業報告書が提出されていなかった。

#### [措置内容]

指摘事項については、多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体に対し、定例会において、基本協定書に基づいた適正な事業報告を行うよう指導し、修正報告された収支決算書収支明細により、正確な収支状況の報告がされたことを確認しました。

また、提出された事業報告書の追加資料により、個人情報の保護に関する事項及び受注者による自己評価に関する事項を事業報告書に記載していることを確認しました。

さらに、報告が漏れていた四半期ごとの報告書についても追加報告を受け、全て適正な報告となったことを確認しました。

今後は、適正な事業報告の確認に努めます。

(多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課)

#### (ウ) 収支状況を適正に報告すべきもの

川崎市王禅寺余熱利用市民施設において、備品費に計上されるべき経費の一部が、消耗品費に計上されていたため、収支報告の金額が誤っていた事例

#### [措置内容]

指摘事項については、備品購入を報告する際、収支状況報告書に適正に反映されているか確認できるよう、何月分の備品購入費に計上し

たか記入するよう求め、例月のモニタリング会議において、収支状況の報告時に誤りがないか本市及び指定管理者双方でチェックすることとして、報告様式に追加しました。

また、ヨネッティードバンスパートナーズに対し、適正に計上した収支報告書を作成、提出するよう指導し、収支の計上科目が修正されたことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(ヨネッティードバンスパートナーズ)

(環境局生活環境部減量推進課)

令和 7 年 6 月 2 5 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様  
同 川 上 善 行 様  
同 雨 笠 裕 治 様  
同 浜 田 昌 利 様

川崎市教育委員会教育長 落合 隆

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、令和 6 年 1 2 月 9 日付け 6 川監報第 8 号で報告の提出がありました令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和 6 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

（1）出資団体及び所管部局において改善を要する事項

軽易な事項であるが改善を要するもの

ア 受託事業に係る正確な収支状況を報告すべきもの

受託事業に係る銀行振込手数料が収支報告書に正しく計上されていなかったことにより、受託料の精算額に誤りが生じ、これに伴い、補助金の精算額にも誤りが生じた事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市国際交流協会に対し、契約書に

基づき、委託代金の適正な収支報告を行うよう指導し、過年度収入として差額を納入させるとともに、次回契約以降は通常払による処理へ変更することで、改善されたことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課)